

子どもの命を守り輝かせるのが、 教師の「使命」であり「誇り」です。

文部科学省が主導した第三者検証委員会（2013年2月～14年3月）は、踏み込んだ議論がほとんどないまま終了。23名の遺族は2014年3月10日、損害賠償権の時効の前日に提訴し、宮城県・石巻市の法的責任を問うことになりました。

大川小学校津波事故訴訟 概要

第一審（仙台地方裁判所）

2014年3月10日提訴／2016年10月26日判決

【主な争点】

- 地震発生後の津波到達の予見可能性
- 震災当日の具体的な避難行動
- 事故結果の回避可能性

主に津波当日の教職員の判断・行動が問われ、原告勝訴。宮城県・石巻市はすぐに控訴し、問われるべきは当日のことだけではないとする原告側も控訴しました。

控訴審（仙台高等裁判所）

2018年4月26日判決

【主な争点】

- 地震発生前の津波に対する危険認識
- 避難マニュアル整備などを巡る組織対応
- 事故結果の回避可能性

事前の備えを問われ、最低限すべきことを怠った学校と教育委員会の責任が明らかになり、原告勝訴。判決文は340ページ以上に。宮城県・石巻市は上告。2019年10月10日、最高裁が県・市の上告を棄却。仙台高裁の判決が確定。

教育行政に求められるのは形だけの取り組みではなく、教師が「子どもの輝く命」にまっすぐ向き合える環境づくりだと思います。判決は終わりではなくスタートラインです。

第一審（仙台地方裁判所）

2016年（平成28年）10月26日判決

一審の争点

津波の予見可能性と結果回避可能性（一審は危機管理マニュアルの改訂等の義務違反は争点とせず）

津波の予見可能性

- ①大川小には「地震（津波）発生時のマニュアル」が存在し、教員は津波の情報を収集し津波発生の有無を確認して避難するよう明記。
- ②前年、市は「教頭・中堅教員研修会」を開催。大川小は3名参加、地震及び津波に対する諸施策を研修。
- ③2日前（3月9日）震度5の地震発生の際、校長は「津波が来たら山に避難」などと話していた。
- ④14時52分、15時10分に防災無線がサイレン音を流し「大津波警報」を伝え、校庭でも聞こえていた。
- ⑤指揮台の上のラジオも警報を伝えていた。
- ⑥15時前後に児童を迎えに来た保護者は、教員に

「カーラジオで津波が来ると言っている」「早く山に逃げて」と強く進言。生活センターにいた知人は同じ進言を聞き避難。

- ⑦校舎内にいた教務主任も揺れが収まった直後「山だ」と叫んでおり、「山に逃げますか」と教頭に進言している。教頭も地区民に「裏山に登らせても大丈夫か」と聞いている。
- ⑧15時20分頃河北消防署の消防車、15時25分頃には河北総合支所の広報車が高台避難を呼びかけて学校前を通過。

結果回避可能性

- ①大川小の裏山には椎茸栽培をしていた斜面を登る踏み分け道があり容易に避難できた。
- ②走れば1分、徒歩でも2分で裏山に避難できた。
- ③社会の授業で3年生児童も登った経験のある護壁のコンクリートタタキに登ることも可能。
- ④地震発生時にはスクールバスが待機。釜谷トンネルやバットの森などへの避難も可能。

第一審判決

津波は遅くとも到来7分前までに予見でき、裏山に避難が可能であったと判断。
現場過失を認定。(原告側勝訴)

被告石巻市・宮城県は判決を不服として控訴 被告が控訴したため、原告も控訴

一審判決の先例的価値と限界

- ①津波という自然現象による死亡事案について、1000年に一度の想定外の津波だから学校には法的責任は問えないとの固定観念を打ち破った。
- ②自然災害における学校防災・学校安全対策の見直しに繋がる判決と評価できるか。
～大きな問題と限界
- ③津波の予見可能性を認定した時期が遅すぎる。もっと早く予見できた。
～予見義務(情報収集義務)の検討が不十分

- ④事故後の不法行為を認めない等不十分な内容。
- ⑤原告らが主張した「危機管理マニュアルの整備」や「避難路の整備等の事前対応義務とその違反」は否定し、責任の有無の判断を地震発生後の津波による児童の生命身体への危険発生の予見可能性のみに焦点を当てた判断となっており、学校防災の根本的な見直しを示唆するものではない。

一審では**当日の避難行動の過失を認め、危機管理マニュアル等の事前体制の義務違反は問わず**

控訴審(仙台高等裁判所)

2018年(平成30年)4月26日判決

控訴審の争点

地震発生後の個々の教師の対応が適切だったかではなく、地震が発生する前の段階で、市教委や学校がなすべき防災対策をしていたかどうかを判断

- ①市教委と学校は、学校保健安全法26条から29条に基づき、地震発生前の2010年4月末の時点で想定されていた連動型宮城県沖地震による津波から児童の生命・身体の安全を確保すべき具体的義務を負っていた。(判決書14～15p)
- ②大川小は行政が作成した津波ハザードマップでは浸水区域外とされていたが、公教育として、保護者・児童が登校を強制され、児童は教師の言うことに従わざるを得ない学校の性質に照らせば、学校関係者は、一般市民より高いレベルで、児童の命を守るための防災準備をしなければならない立場にあった。
- ③●汽水域で海の潮位の影響を受ける北上川から200mしか離れていない
●大川小付近の標高は1m～1.5mしかなく、北上川とを隔てるものは右岸堤防のみ
●宮城県沖地震(連動)では堤防が決壊する危険が十分予想されたこと、その場合には北上川の河川水や遡上した津波の流入により浸水することは十分に予見できた。(判決書45pほか)
- ④市教委や校長、教頭らは、作成を義務付けられていた津波防災マニュアルにおける津波避難場所として「近隣の空き地・公園等」ではなく、避難可能かつ安全な避難場所(バットの森)を定め、かつ避難経路及び避難方法を記載するなどして改訂すべき義務を怠った。



「小さな命の意味を考える会」ウェブサイト
訴訟についてのまとめ
311chiisanainochi.org/?page_id=2742



「大川小学校児童津波被害国賠訴訟を支援する会」
www.ookawa-soshou-shien.jp/

控訴審判決

平時から油断せず、津波の危険性を検討し、適切な避難場所を定め、訓練をしていれば、あの日15時25分の広報車の放送を待たずとも、地震後早い段階で、安全な場所への避難が可能だった。（原告側勝訴）

被告石巻市・宮城県は判決を不服として上告

2019年（令和元年）10月10日、最高裁が宮城県・石巻市の上告を棄却。仙台高裁の判決が確定。

控訴審判決の意義

- ①具体的危険（大川小に実際に津波が襲来し児童の生命・身体が損なわれること）の予見を前提にした結果回避義務違反ではなく、平時（事前）における津波来襲の危険の予見を前提にした安全確保義務の違反を過失として捉えた。
 - ②平時の安全確保義務違反と津波来襲時における結果回避との間の相当因果関係を肯定。
 - ③安全確保義務発生の基準時点を平時まで遡らせたことで、結果回避行動をとるべき時点を大津波警報発令時とし、津波来襲時の混乱や避難困難性を排除して結果回避可能性を認めた。
- ※控訴審が予見可能としたのは、2004年に宮城県防災会議がまとめた「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」で指摘された「想定される宮城県沖地震」であって、1000年に一度と一般に受け

取られている今回の東日本大震災による津波ではない。この点を誤解している人が非常に多い。

（下記資料参照）

- ④学校と教育委員会、自治体間の情報共有、安全確保における協働の重要性と必要性（義務）を認めた～教育委員会現場の教員に負担を押し付けない
- ⑤ハザードマップの限界を指摘～見直しと適正化を推進

地震発生後の個々の教師の判断が適切だったかという問題にはふれずに、**地震が発生する前の段階で、市教委や学校がなすべき防災対策をしなかったことを違法と判断**
児童・生徒にとって、学校は偶然通りかかった場所ではない、教師はたまたま居合わせた大人ではない

資料

宮城県地震被害想定調査に関する報告書 2004年(平成16年) 3月

宮城県沖地震 (M8.0) が2003年から30年以内に99%の確率で発生

宮城県沖地震（連動）

津波の最高水位は宮城県北部ほど高く、本吉町で最大約10mである。

浸水面積は鳴瀬町、石巻市、河北町、気仙沼市で大きく、3km以上と予想される。

2007年 石巻市教育ビジョン すべての学校において地域の実情に即したマニュアル作成、見直しを。

2008年 石巻市新防災計画 中央防災会議（2006）をうけ、津波に関する防災対策を講ずべき区域として、大川地区（福地字大正、針岡字昭和、針岡字山下、釜谷字新町裏、釜谷字谷地中、釜谷字川前）を指定。川の越流、決壊は想定内だった。

2009年 学校保健安全法 災害等から児童生徒を守るための管理体制を強調。

2010年2月8日 石巻市教委 市内小中学校長宛文書 同年4月30日までに危機管理マニュアルの作成・改訂を指示。

※再三にわたり防災体制の見直しが叫ばれていた。（見直しによって助かった学校もある）

2018年4月26日、仙台高裁で控訴審の判決が出ました。

今回の裁判にあたり、教室で大川小のことを話してくださった先生が全国にたくさんいると聞きました。

すべての教師は、大川小学校の校庭に立ったとき、寒空の下で大津波警報の鳴り響く中、指示を待っていた子どもの姿を思い、なんらかの責任、後悔を感じています。そして、覚悟をもちます。

高裁の判決は、その覚悟へのゴーサインであると思っています。

教師は、たまたま居合わせた大人ではありません。教師は子どもを守ることのできる尊い職業です。

学校が命輝く場所でありますように。



今回の判決で、学校関係者は覚悟が決まったと思います。教師という職業に誇りを与えました。今まで実践を続けてきた方々は、自分たちの信念を再確認したことでしょう。

一方で、今回の判決を「厳しい判決」という言い方があります。教師が忙しすぎて対応しきれない。これ以上教師に負担を強いるのか…云々。

問題はこのような見方、考え方になってしまう状況です。子どもの命が最優先ではない、忙しいから子どもの命は守れない、と言っているようなもので

す。教育行政はこんなことを言われて、どう感じているのでしょうか？

たしかに、今のままだと、形式的な研修や調査、報告が増えるだけです。「ただ作っとけばいい」という表面的なマニュアルがまた作られます。

学校で何が優先されるべきかが示されました。防災だけでなく行き詰っている教育現場に風穴をあけるきっかけにすべきです。これで変わらなければ、教育委員会は100年変わりません。

この判決は、教師に「子どもの命を守り、輝かせる」という誇りを持たせてくれたと思っています。やるべきことをやれば子どもは守れるのです。

一方で「厳しい判決」という報道があります。中には専門家が「高度すぎて対応できない」と語っていたりします。大川小学校で何が起きたかを知った上で、判決文をちゃんと読んだのでしょうか？このような論評こそが学校現場を追い詰めていることを知っているのでしょうか？

2004年から、99%以上の確率で来ると予想されている大津波に備え、危機管理マニュアルを早急に

整備するよう何度も求められていたし、2009年の「学校保健安全法」施行の前から県・市では「各校の実情に応じた」マニュアルの整備を求め、「毎年の見直し」も定めています。

防災に限らず、各学校の教育計画は毎年見直し、更新され、教育委員会に提出されています。これまでも求められてきたし、多くの学校では取り組んできたことです。実際に、マニュアルを見直し、書き換えていたおかげで助かった学校もあります。

周りは登れる山だらけの、川のすぐ近くの大川小が、「津波のときは山に避難」とマニュアルに記載

することが、それほど高度なのでしょうか？

大川小のマニュアルは「近隣の空き地・公園」を津波の避難場所としていましたが、近隣には「空き地」も「公園」もありません。

あの日休みを取っていて学校にたどり着けなかった校長先生は、避難所で会った保護者に「山に逃げることになっているから大丈夫」と話しました。見直すどころか、自校のマニュアルを知らなかったのです。

「命を守るため」の備えをしていません。「作っ

とけばいい」だけのマニュアルです。市教委も、何度も作成・提出を指示しながら一度も点検をしていません。その姿勢が、あの日の判断、行動につながったのです。「やるべきことをやれば守れる」ということは、やるべきことをしなければ守れないということなのです。

この判決を生きたものにするのは、もっともっと根源的なスタンスに立ち返ることで。

「先生は多忙なので子どもの命を守れません」となっては本末転倒です。

命を守るためのマニュアルか、提出のためのマニュアルか

大川小のマニュアルには「津波」という文言がありますが、マニュアルの作成者は「一般的な災害として『津波』という文言を入れただけ」と答弁。子どもを守るために作成したものではないと認めているのです。

引き渡しのルールも教員間で共有されず、緊急連絡カードは何年も更新されていませんでした。

マニュアルそのものの不備、杜撰さと同時に、その作成過程から見えてくる学校経営の姿勢が、あの日の校庭（意思決定の遅れ、避難方向の判断ミス）につながったのです。

防災に限らず、学校には提出するためだけのマニュアルや計画が少なくありません。問題や事件の度に行われる会議・通達・研修・調査・報告…。そしてまた次のマニュアルが作られます。そういう構造を抜本的に見直すべきです。

参考：「震災裁判傍聴記」フリージャーナリスト 加藤順子



news.yahoo.co.jp/byline/katoyoriko/
/20160408-00056393/

控訴審レポート

2018. 05. 04 小さな流れから

たしかに画期的な判決かもしれません。でもどちらかというと、暗闇にようやく小さな穴が空いた感じ。穴が空けば、光も届くし、流れもできます。

「学校が子どもの命を守るために最善を尽くす」

こんな小さな穴が空くまで、たくさんの時間も、想いも積み重なりました。7年前、いやそれ以前も、それ以降も、多くの方が踏み込んでほしいと願ってきたことです。

1年半前、亀山紘市長と村井嘉浩知事はそろって「亡くなった教員の責任にするのは酷」と控訴に踏み切った。高裁は教員個人ではなく、市教委と学校の組織的な過失へと転換した。控訴の理由は消え、逆に組織全体の責任が厳しく問われる格好となった。

…《略》…司法が求める水準と現実との間に乖離^{かいり}があるのならば、国をはじめとした教育行政は早急に環境を整備すべきだ。石巻市と宮城県は、その先頭に立ってほしい。《河北新報（2018.5.4）より抜粋》

控訴の理由は否定されています。子どもの命を預かる学校・教師の責任は重い、でも、それを支えるのは行政であり、世の中です。この判決を、防災にとどまらず、教育現場の閉塞状態を変えていく契機にすべきです。

交通の便が不自由な場所にも関わらず、連日全国から多くの方が大川小を訪れています。願いは同じです。小さな穴から流れ出した動きが、やがて大きな川となりますように。

判決は7年かけて、ようやく、ようやく引かれたスタートラインです。日本中の教師が自覚と誇りを持って走り出そうとしています。

ところが、石巻市はスタートしたくないのか、ラインを消そうとしています。

市は、予見不可能だったと語っていますが、では、なぜ再三防災計画の作成と見直しを命じてきたのでしょうか？ 川のそばの学校が「津波が来たら山へ避難」と定めることは高度なことではありません。

みんな判決文に書いてあります。

あの日の子どもたちに「自然災害の宿命だ」と、7年経った今も、やっぱり言うのでしょうか。今こそ、会派とか、党利党略を越える時ではないでしょうか？ 石巻市は、子どもの命を守る学校づくりの先頭に立つべきです。

スタートラインは消してはいけないんだと、どうすれば伝わるのでしょうか。

2018年5月10日、石巻市・宮城県が控訴審判決を不服として上告。

「判決は教育現場に過大な負担を強いることになる」という声がありますが、何をもち「負担」と言うのでしょうか？ 現場の先生方はそんなことを思っていない。やっぱり子どもの命にしっかり向き合いたいと、決意を新たにしているはず。もし、それができない状況なのであれば、これを機会に変えていきましょう。

2014年に出された大川小事故検証委員会の提言の方がよほど無理難題だと思います。様々な研修を行い、専門知識を身につけ、詳細なマニュアルを作るよう求めています。それでも足りないの「監視カメラ」や「簡易地震計」の設置も必要だと。カメラがなければ子どもを守れないのでしょうか？

こうした検証委員会の言葉に、保護者としてはもちろん、納得する教員はいないでしょう。

今回の判決で求められているのは、もっともっとシンプルなことです。「学校は子どもの命を預かっている」ということの再確認です。

これを過大な負担と感ずるのは、膨大な通達文書とか、細かい報告書やマニュアルの作成、長時間の

研修や会議を思い浮かべるからです。

違います。

教育関係者が思い浮かべなければならないのは、笑顔で学び遊ぶ子どもの姿、そして、あの日の校庭です。それだけで「念のため」のギアは上がります。

形式的な文書も報告も会議も、実は求められていないのです。

子どもの命を守り、輝かせる。教師の「使命」であり「誇り」です。

今年も運動会の練習が始まりました。



控訴審レポート

2019. 10. 11 8年7カ月かかって引いたスタートライン

2019年10月10日、最高裁が上告を棄却し、**高裁の判決が確定**しました。

震災から8年7カ月目で、ようやく引かれたスタートライン。裁判は、ややもすると結果だけが独り歩きますが、訴訟に至る経緯、そして何を問い、議論した裁判なのかを踏まえ、今後でも取り組んでいかなければなりません。

判決は、学校に無理難題を要求したものではありません。99%以上の確率で津波が想定されるのでマニュアルを見直せという通達を受け、その中に「避難場所は〇〇の高台」と一行記入するということです。求められるのは、長時間の会議、難しい研修、形だけの分厚いマニュアルではありません。

学校教育が「子ども」を向いたものなのか、それ以外の方を向いたものなのかが問われています。大切なのはここからです。子どもたちも見ていてくれます。



控訴審レポート

2019. 12. 01 こっち、こっち

学校のそばに何十人もの子どもの遺体が並べられた事故は前例がありません。4名の児童の捜索は今も毎日続いています。

あれからまもなく8年9カ月という12月1日。守れたはずの子どもの命を守れなかったこと、十分な事後対応ができなかったことの謝罪があり、今後は遺族・市教委の垣根を越えて、詳細に検証を続けることが確認されました。

「はぐらかさない」「ごまかさない」
「途中でやめない」

この間、検証報告、震災遺構としての保存の議論・決定、訴訟、判決確定…様々な経緯がありましたが、ようやくこの地点に立つことができました。

報告の場所はここではないだろうということで、終了後、大川小学校へ向かい、市長・副市長・教育長・県教育長、市教委、県教委関係者が子どもたち、先生方に手を合わせました。

その後、校舎内外を案内しました。「市長さん、やっと来てくれた。こっちが教室だよ」「教育長さん、このホールで歌ったんだよ」「ほら、ここまで津波が」…、いつの間にか、子どもたちが集まってきて手を引いてくれている感覚になりました。

「こっち、こっちだよ」

前日もボランティアの皆さんが清掃にきました。花も植えられています。ガレキに埋もれたあの日から、たくさんの方々の手によって学校はいつもきれいです。子どもたちはそれも伝えてほしいようでした。



8年半前にこの場所で、今日のような話ができたら、どうなっていたかなあと考えました。「なぜできなかったのか」についても検証し、未来につなげたいと思います。

「子ども」を真ん中にすれば、自ずと歩み寄れるのではないのでしょうか。

子どもの顔が思い浮かぶかどうか、子どもに聞かせられるかどうか、そんな基準の話し合いをしていきたいと考えています。

今回の報道などを見るともう話し合いが始まったかのように見えますが、まだ始まったわけではありません。そう簡単にいくはずがありません。

でも方向性は見えてきました。

こっちです。